

これによると、平成15年度末における累積未償還金は、1,186万6,765円となっている。

3 債権管理状況

滞納者の滞納期間、滞納金額は、図表72のとおりである。

図表72【障害者住宅整備資金貸付償還金滞納者リスト】

(円)

番号	貸付年月日	貸付金額	貸付利率	滞納期間	滞納金額	最終弁済日	備考
1	昭和55年7月23日	1,560,000	7.5%	平成1年4月～平成2年9月	333,302	平成元年3月28日	
2	昭和55年11月29日	1,650,000	7.5%	昭和57年4月～平成2年12月	2,056,409	平成2年2月13日	平成12年12月破産宣告
3	昭和56年12月22日	1,800,000	7.5%	昭和60年11月～平成4年1月	1,582,729	平成2年11月15日	連帯保証人
4	昭和57年8月14日	1,500,000	7.3%	平成4年1,2,4,7,8,9月	105,758	平成4年7月7日	
5	昭和58年1月	1,350,000	7.3%	昭和60年12月～平成5年1月	1,365,921	昭和63年5月2日	
6	昭和58年10月5日	1,850,000	7.3%	昭和61年6月～平成5年10月	1,893,046	平成2年11月6日	
7	昭和59年9月	1,300,000	7.1%	平成3年2,6,12月 平成4年1,2,7月～平成5年3月 平成5年5月～平成6年9月	469,838	平成5年6月17日	
8	昭和60年11月	2,020,000	7.1%	平成7年4,6,8,9月	94,228	平成7年12月4日	
9	昭和60年12月19日	2,020,000	7.1%	平成4年1月 平成4年5月～平成5年3月 平成6年4月～平成7年3月 平成8年2,3月	612,482	平成8年4月17日	
10	平成4年11月9日	1,700,000	5.05%	平成7年1月～11月 平成8年1,2,4 平成8年9,11月～平成11年2月 平成11年4月～平成15年1月	1,608,323	平成11年4月1日	
11	平成5年7月6日	2,264,000	4.9%	平成9年4月～平成11年1月 平成11年3月～平成12年12月 平成13年4月～平成16年8月	1,744,729	平成13年4月3日	
合 計					11,866,765		

これによると、平成5年度以前の債権（平成6年3月31日以前納期限の債権）は、799万8,874円であり、滞納金額合計1,186万6,765円の67.4%を占めていること等が分かる。

4 監査の概要と結果

(1) 監査の概要

障害福祉課の担当者から、障害者住宅整備資金貸付制度の制度概要、貸付状況、償還状況等につき説明を受けたほか、障害者住宅整備資金借入申告書（在宅重度障害者居室等整備資金借入申告書）とその添付書類（登記簿謄本、工事に係る設計図書、家屋の平面図等）、障害者住宅整備資金貸付契約及び借用証

(在宅重度障害者居室等整備資金貸付契約及び借用証) 綴り、障害者住宅整備資金貸付償還台帳 (在宅重度障害者居室等整備資金貸付償還台帳) 等を精査した。

(2) 監査の結果

上記監査の結果、貸付対象者の資格と収入、連帯保証人の存在と収入、設計図書等につき、違法な点は見当たらなかった。

(3) 督促状況 (指摘事項)

督促については、担当課が年に1度督促状を出している状況である (例えば、平成15年度は平成16年1月6日付け、平成14年度は平成15年1月7日付け)。

しかし、連帯保証人に対しては、連帯保証人が主債務者に代わって支払を行うとの念書を作成していた1件を除き、督促状を発送しておらず、この点は問題である。

(4) 滞納状況

そして、前述の図表72において、滞納金額の大きいものの上位3者は、次のとおりとなっている。

ア	番号	2
	滞納金額	205万6,409円
	貸付金額	165万円
	滞納期間	昭和57年4月～平成2年12月
イ	番号	6
	滞納金額	189万3,046円
	貸付金額	185万円
	滞納期間	昭和61年6月～平成5年10月
ウ	番号	11
	滞納金額	174万4,729円
	貸付金額	226万4,000円
	滞納期間	平成9年4月～平成11年1月
		平成11年3月～平成12年12月
		平成13年4月～平成16年8月

このうち、アの借入人は、平成12年12月に自己破産したとのことである。

(5) 債権管理の問題点（指摘事項）

本件貸付制度は、高齢者住宅整備資金貸付金と同様、①金額が100万円以上の高額であること、②借入人は建物を所有していること、③貸付時に借入人と連帯債務者の収入のチェックをしていることから、本来は、法的手続により十分回収が可能な債権である。

しかし、消滅時効期間は10年であり、また、前述のとおり、本貸付金の滞納額合計1,186万6,765円のうち、平成5年度以前の債権（平成6年3月31日以前の納期限の債権）額合計は799万8,874円であるから、既に全体の67.4パーセントが時効の援用により消滅する可能性があるものである。

前述の高齢者住宅整備資金貸付金と同様、訴訟手続等時効中断の措置を採っていないこと、債権回収のために法的手続を採っていないこと、連帯保証人に対しても同様の法的手続を採っていないことは問題である。

(6) 今後の処理について（意見）

本貸付金については、①早急に全件につき法的手続を採り、借受人等から消滅時効が援用されたものについては直ちに不納欠損処理を行い、②時効消滅していない債権については、債権回収会社への売却も含めて改善を検討し、③本貸付制度の精算を可能な限り早期に実現すべきである。

また、本貸付金について機動的に訴訟提起等を可能とするため、前述の「市長の専決処分事項の指定（昭和59年7月12日議決）」に、岡山市障害者住宅整備資金貸付金条例（昭和49年3月27日付け岡山市条例第12号）に基づく債権の償還に係る訴えの提起及び和解に関すること。」を加える旨の議決を行うべきであると考えらる。

第6 岡山市心身障害者保険扶養制度

1 制度の概要

(1) 目的

本制度は、心身に障害のある人を扶養している保護者が、生存中に毎月一定額の負担金（保険料）を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害者となった場合、当該障害者に一定額の年金を支給することにより、当該障害者の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、当該障害者に対して保護者が抱く将来的な不安を軽減しようとするものである。

(2) 根拠

本制度は、昭和42年9月1日に岡山市が独自に創設した制度であり、岡山市心身障害者保険扶養条例（昭和42年6月26日付け岡山市条例第32号、以下「条例」という。）に基づき施行された制度である。

岡山市が本制度を創設する以前は、神戸市が本制度と類似の制度を設けていただけであり、岡山市が全国で2番目に本制度を創設したものである。

その後、いくつかの地方自治体で類似の制度が独自に実施されるようになったが、社会福祉事業振興会法に基づき、昭和45年から都道府県、政令市を実施主体とする心身障害者扶養共済制度（以下「国の制度」という。）が全国規模で実施されるようになった。岡山県も昭和45年10月1日に岡山県心身障害者扶養共済制度を創設したが、岡山市の本制度は岡山県の制度には統合されず、現在に至ったものである。

(3) 経緯

ア 年金額は、当初月額2万円であったが、その後、昭和49年9月に年金額を月額2万円から3万円に増額した。

イ 昭和57年4月に付加加入制度を創設し、昭和61年4月に加入者負担金、納付期間、弔慰金を改正した。

ウ 平成2年4月1日以降は新規加入を打ち切った。

エ 平成14年8月1日には、保険会社との団体保険契約を廃止し、それ以後は岡山市と加入者の二者のみの契約に基づく事業運営を行っている。

オ また、平成14年8月1日には、本制度の基金も廃止されている。

なお、昭和61年4月に改正された加入者負担金及び納付期間は、図表73のとおりである。

図表73 【加入者負担金及び納付期間一覧表】

区 分	基本加入				付加加入	
	既 加 入		新 規 加 入			
納付金額 (月額)	昭和61年3月31日までに 46歳未満で加入した者		昭和61年3月31日までに46 歳以上で加入した者			
	昭和61年4月1日の年齢	納付額	加入時の年齢	納付額	付加加入納付額	
	35歳未満	1,400円	35歳未満	1,400円	1,400円	
	35～40歳未満	1,900円	35～40歳未満	1,900円	1,900円	
	40～45歳未満	2,600円	加入時の年齢	納付額	40～45歳未満	2,600円
	45歳以上	3,200円	46～50歳未満	3,200円	45～50歳未満	3,200円
			50～55歳未満	4,100円	50～55歳未満	4,100円
			55～60歳未満	5,300円	55～60歳未満	5,300円
		60～65歳未満	6,800円	60～65歳未満	6,800円	
払込期間	65歳以上かつ25年		65歳以上かつ20年		65歳以上かつ20年	

(4) 仕組み

基金運営当時の本制度の仕組みは、次のとおりである。

ア 保護者（市内に住所を有する64歳までの人であって、かつ、心身障害者を扶養している人である。）は、岡山市が創設した心身障害者保険扶養制度に加入した場合、「加入者」となる（条例第2条第1項）。

そして、加入者は、前述の一定の負担金を毎月、岡山市に納付する。

イ 岡山市は、保険会社との間で、保護者（加入者）を被保険者として、団体定期保険普通保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

その保険料は、保険契約所定の計算方法により定められ、その保険料は加入者から納付された負担金で賄われる。

そして、負担金だけで保険料を支払うことができない場合は、市の一般財源から保険料が支払われることになる。

ウ 岡山市は、加入者が死亡し、又は重度障害が生じたとき、次の表の保険金を保険会社から受け取り、これを基金に積み立てて、運用する。

協 定 時 期	保 険 金 額
昭和42年9月から昭和58年3月まで	一律200万円
昭和58年4月以降	各被保険者の保険金額は、100万円、200万円、300万円、400万円に区分される。

エ 岡山市は、加入者が死亡し、又は重度障害が生じたときは、当該死亡し、又は重度障害が生じた日の属する月から、障害者の死亡まで、次の表の年金を基金から支給する。

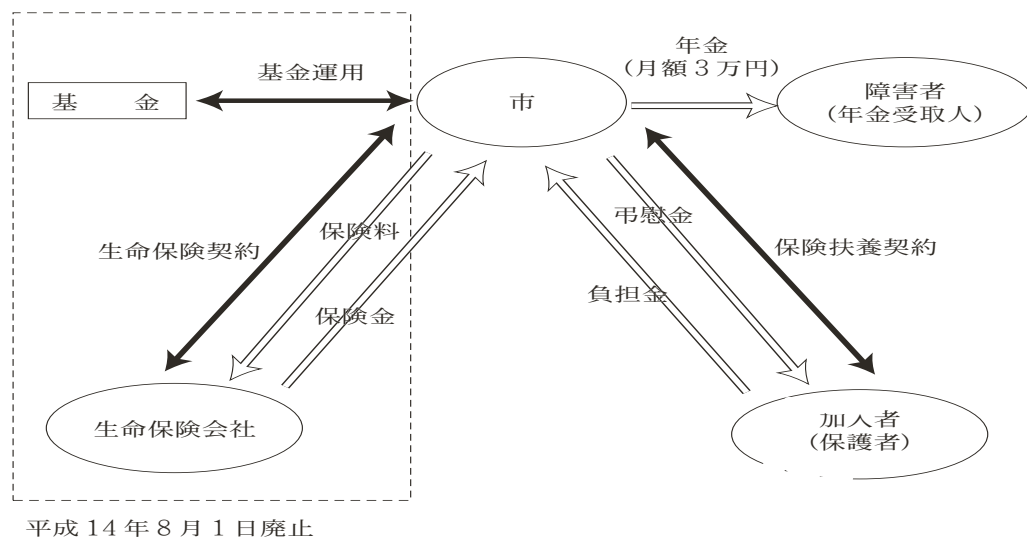
実施時期	支給金額
昭和42年9月から昭和49年8月まで	月額2万円
昭和49年9月以降	月額3万円

オ 岡山市は、障害者が加入者より先に死亡した場合は、加入期間に応じて相当額の弔慰金（2万円から15万円まで。付加加入者についてはさらに2万円から10万円まで。）を支給する。

カ 年金、弔慰金が、積み立てられている基金によって支給できない場合には、市の一般財源から年金が支給されることになる。

キ 本制度の仕組みは、図表74のとおりである。

図表74【岡山市心身障害者保険扶養制度の仕組み】



2 基金の設置、管理及び運用

(1) 基金

基金の設置に関して、地方自治法第241条第1項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定している。

また、地方自治法第241条第2項は、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」と規定している。

(2) 基金の運用状況

岡山市の心身障害者保険扶養制度に関する基金の運用状況は、図表75のとおりである。

図表75 【岡山市心身障害者保険扶養制度の基金の収支状況】

(千円)

年度	収 入					支 出								基金残高 (年度末)
	加入者 負担金 (A)	市一般 財源 (B)	保険金及 び配当金 (C)	基金繰入金 (基金頭崩額) (D)	合 計	年 金 (E)		保 険 料 (F)		弔慰金 (G)	事務経費 (H)	基金積立 (I)	合 計	
42	2,981	352	0		3,333	0人	0	289人	3,133	0	200		3,333	0
43	7,624	1,002	6,321	300	15,247	2人	300	493人	8,426	0	200	6,321	15,247	6,021
44	8,936	1,387	6,949	600	17,872	3人	600	550人	10,123	0	200	6,949	17,872	12,370
45	9,568	1,444	6,871	720	18,603	3人	720	570人	10,812	0	200	6,871	18,603	18,521
46	10,198	1,533	12,419	1,480	25,630	8人	1,480	616人	11,531	0	200	12,419	25,630	29,460
47	10,509	1,619	13,947	2,735	28,810	14人	2,640	616人	11,928	95	200	13,947	28,810	40,673
48	10,446	1,706	15,103	4,825	32,080	22人	4,700	613人	11,952	125	200	15,103	32,080	50,951
49	10,435	1,317	10,706	8,075	30,533	26人	7,910	618人	11,552	165	200	10,706	30,533	53,583
50	10,619	1,503	13,410	9,590	35,122	27人	9,420	639人	11,922	170	200	13,410	35,122	57,403
51	11,039	2,286	14,991	10,735	39,051	31人	10,620	659人	13,125	115	200	14,991	39,051	61,659
52	11,337	3,053	18,215	13,800	46,405	39人	13,530	674人	14,190	270	200	18,215	46,405	66,074
53	10,440	4,936	20,645	17,005	53,026	48人	16,710	691人	15,176	295	200	20,645	53,026	69,714
54	10,359	6,590	13,115	18,165	48,229	50人	18,030	729人	16,749	135	200	13,115	48,229	64,665
55	10,626	6,403	21,613	18,995	57,637	53人	18,870	759人	16,829	125	200	21,613	57,637	67,283
56	10,839	7,050	22,147	21,700	61,736	62人	21,570	781人	17,689	130	200	22,147	61,736	67,731
57	12,358	4,628	36,125	26,915	80,026	79人	26,760	804人	16,786	155	200	36,125	80,026	76,942
58	13,506	5,683	23,409	31,055	73,653	88人	30,720	808人	18,989	335	200	23,409	73,653	69,296
59	14,121	6,303	25,479	34,130	80,033	100人	33,870	798人	20,224	260	200	25,479	80,033	60,646
60	14,219	5,709	17,821	37,700	75,449	107人	37,410	800人	19,728	290	200	17,821	75,449	40,767
61	22,670	-2,856	24,662	40,980	85,456	118人	40,640	780人	19,614	340	200	24,662	85,456	24,450
62	22,354	-1,700	23,750	43,740	88,144	124人	43,740	775人	20,454	0	200	23,750	88,144	4,460
63	22,430	27,547	16,081	18,391	84,449	130人	46,320	764人	21,428	420	200	16,081	84,449	2,151
1	22,265	27,123	21,093	23,212	93,693	142人	50,860	755人	21,540	0	200	21,093	93,693	32
2	22,100	40,730	13,828	13,860	90,518	149人	54,420	714人	21,652	300	318	13,828	90,518	0
3	22,537	36,891	22,207	22,207	103,842	157人	59,490	699人	21,455	400	290	22,207	103,842	0
4	20,408	41,129	21,552	21,552	104,641	165人	60,000	679人	22,078	740	271	21,552	104,641	0
5	18,684	53,257	14,407	14,407	100,755	175人	63,180	655人	22,583	320	265	14,407	100,755	0
6	18,444	48,639	27,695	27,695	122,473	194人	71,200	637人	23,077	240	261	27,695	122,473	0
7	16,689	68,727	13,848	13,848	113,112	201人	74,880	617人	23,307	880	197	13,848	113,112	0
8	15,634	68,862	17,076	17,076	118,648	204人	78,990	587人	21,976	380	226	17,076	118,648	0
9	14,838	67,741	20,320	20,320	123,219	214人	80,440	560人	22,092	150	217	20,320	123,219	0
10	14,048	80,320	13,817	13,817	122,002	224人	85,020	543人	22,628	300	237	13,817	122,002	0
11	13,278	79,755	17,618	17,618	128,269	236人	87,700	521人	22,424	300	227	17,618	128,269	0
12	12,384	79,619	22,589	22,589	137,181	248人	92,400	502人	21,679	300	213	22,589	137,181	0
13	11,683	87,563	17,164	17,164	133,574	258人	94,580	473人	21,442	150	238	17,164	133,574	0
14	10,053	87,484	8,036	8,036	113,609	269人	97,740	450人	7,095	530	208	8,036	113,609	0
15	8,558	89,706	2,913		101,177	274人	100,680			300	197		101,177	

これによると、岡山市心身障害者保険扶養制度の基金は、昭和57年度の7,694万2千円をピークにして、その後は急速に減少していき、基金残高が増えることはなく、平成元年度にはほとんど基金はなくなってしまったものである。

岡山市は、岡山市心身障害者保険扶養制度を維持していくことは、将来、岡

山市の財政に多大な損失を与えるものと判断して、平成2年度以降は新規加入は受け付けないこととしたものである。

そして、平成2年度に、基金残高はなくなってしまったものである。

(3) 加入者の推移

また、本制度の加入者の推移は、図表76のとおりである。

図表76【加入者の推移】

(人)

年 度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
新 規	300	223	76	29	59	19	12	17	28	32	30	37	45	37
脱退（死亡含）	11	19	19	9	13	19	15	12	7	12	15	20	7	7
現 在 数	289	493	550	570	616	616	613	618	639	659	674	691	729	759
年金受給者数累計	0	2	3	3	8	14	22	26	27	31	39	48	50	53 (1)

年 度	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6
新 規	35	46	23	14	17	8	11	10	5	0	0	0	0	0
脱退（死亡含）	13	23	19	24	15	28	16	22	14	11	11	19	12	20
現 在 数	781	804 (30)	808 (43)	798 (50)	800 (56)	780 (56)	775 (59)	764 (69)	755 (62)	744 (62)	732 (61)	713 (61)	701 (61)	681 (58)
年金受給者数累計	62 (1)	79 (1)	88 (1)	100 (1)	107 (1)	118 (4)	124 (4)	130 (4)	142 (5)	149 (6)	157 (6)	165 (6)	175 (6)	194 (6)

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15
新 規	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱退（死亡含）	29	13	18	14	10	18	11	18	10
現 在 数	652 (55)	639 (55)	621 (54)	607 (53)	597 (53)	579 (53)	564 (50)	546 (50)	536 (50)
年金受給者数累計	201 (6)	204 (6)	214 (7)	224 (7)	237 (8)	248 (8)	258 (9)	269 (9)	274 (9)

()内は付加加入者の数

これによると、①本制度開始の昭和42年度と翌年度の昭和43年度にそれぞれ300件、223件の申込が集中的になされており、併せて523件にも上っていること、②昭和59年度以降は、本制度の申込は10件台と少なくなっていたこと、③平成15年度における加入者合計は536名で、年金受給者数の累計は274名にも上っていること等が分かる。

(4) 岡山市の財政への影響

岡山市は、平成2年度から本制度の新規加入を廃止したが、従前の加入者に対しては、岡山市が同加入者との間に保険契約を締結している以上、従前の加入者との間の契約を解除して年金の支給を停止することはできないものである。

岡山市は、生命保険会社との団体保険契約について、支払う保険料と受け取る保険金との収支差がマイナスになっていたため、平成14年8月1日に団体保険契約を廃止し、支出の削減に努めたものである。このため、以後は、本制度は岡山市と加入者の二者の契約に基づき行われることになり、岡山市はわずかな加入者負担金以外はすべて岡山市の一般財源から従前の年金受給権利者に対する年金を支給しているものである。

このため、本制度に基づく年金支給は、岡山市の財政に多大な負担を与え続けていくことになった。

以下では、岡山市心身障害者保険扶養制度の破綻の原因及び本制度が岡山市の財政に及ぼした影響について分析する。

3 制度の破綻の原因

(1) 平成16年度以降の岡山市心身障害者保険扶養制度の収支見込み

平成16年度以降の本制度の収支見込みは、図表77のとおりである。

図表77 【平成16年度以降の本制度の収支見込み】

(千円)

年度	収 入					支 出						
	加入者負担金 (A)	市一般財源 (B)	保険金及び配当金 (C)	基金繰入金 (D)	合 計	年 金 (E)		保険料 (F)	弔慰金 (G)	事務経費 (H)	基金積立 (I)	合 計
16	7,951	94,789			102,740	279人	102,240		300	200		102,740
17	6,763	97,417			104,180	283人	103,680		300	200		104,180
18	5,826	101,594			107,420	292人	106,920		300	200		107,420
19	5,211	105,449			110,660	301人	110,160		300	200		110,660
20	4,610	112,530			117,140	319人	116,640		300	200		117,140
21	4,000	122,716			126,716	350人	126,216		300	200		126,716
22	3,200	132,156			135,356	374人	134,856		300	200		135,356
23	2,800	138,316			141,116	390人	140,616		300	200		141,116
24	2,400	149,516			151,916	420人	151,416		300	200		151,916
25	2,000	161,940			163,940	451人	163,440		300	200		163,940
26	1,900	165,280			167,180	460人	166,680		300	200		167,180
27	1,800	174,236			176,036	484人	175,536		300	200		176,036
28	1,700	179,232			180,932	497人	180,432		300	200		180,932
29	1,600	190,276			191,876	525人	191,376		300	200		191,876
30	1,500	198,008			199,508	545人	199,008		300	200		199,508
31	1,400	208,836			210,236	573人	209,736		300	200		210,236
32	1,300	213,976			215,276	587人	214,776		300	200		215,276
33	1,200	221,132			222,332	606人	221,832		300	200		222,332
34	1,100	225,624			226,724	617人	226,224		300	200		226,724
35	1,000	233,932			234,932	638人	234,432		300	200		234,932
36	900	233,384			234,284	635人	233,784		300	200		234,284
37	800	237,012			237,812	643人	237,312		300	200		237,812

(千円)

収 入

支 出

年度	収 入					支 出						
	加入者 負担金 (A)	市一般 財源 (B)	保険金及 び配当金 (C)	基 金 繰入金 (D)	合 計	年 金 (E)		保 険 料 (F)	弔 慰 金 (G)	事 務 経 費 (H)	基 金 積 立 (I)	合 計
38	700	241,360			242,060	653人	241,560		300	200		242,060
39	600	245,204			245,804	661人	245,304		300	200		245,804
40	500	241,416			241,916	649人	241,416		300	200		241,916
41	500	236,736			237,236	633人	236,736		300	200		237,236
42	500	228,528			229,028	609人	228,528		300	200		229,028
43	400	219,556			219,956	582人	219,456		300	200		219,956
44	400	214,660			215,060	569人	214,560		300	200		215,060
45	300	206,264			206,564	546人	206,064		300	200		206,564
46	200	192,180			192,380	506人	191,880		300	200		192,380
47	100	184,504			184,604	485人	184,104		300	200		184,604
48	0	178,124			178,124	467人	177,624		300	200		178,124
49	0	172,004			172,004	450人	171,504		300	200		172,004
50	0	161,384			161,348	421人	160,848		300	200		161,348
51	0	152,852			152,852	398人	152,352		300	200		152,852
52	0	146,372			146,372	380人	145,872		300	200		146,372
53	0	135,140			135,140	350人	134,640		300	200		135,140
54	0	123,908			123,908	320人	123,408		300	200		123,908
55	0	117,206			117,206	303人	116,856		150	200		117,206
56	0	109,574			109,574	283人	109,224		150	200		109,574
57	0	97,046			97,046	250人	96,696		150	200		97,046
58	0	89,630			89,630	230人	89,280		150	200		89,630
59	0	81,638			81,638	209人	81,288		150	200		81,638
60	0	74,072			74,072	189人	73,872		0	200		74,072
61	0	65,620			65,620	167人	65,520		0	100		65,620
62	0	56,332			56,332	143人	56,232		0	100		56,332
63	0	51,076			51,076	129人	50,976		0	100		51,076
64	0	47,260			47,260	119人	47,160		0	100		47,260
65	0	41,428			41,428	104人	41,328		0	100		41,428
66	0	34,516			34,516	86人	34,416		0	100		34,516
67	0	29,764			29,764	74人	29,664		0	100		29,764
68	0	25,372			25,372	63人	25,272		0	100		25,372
69	0	21,124			21,124	53人	21,024		0	100		21,124
70	0	17,258			17,258	43人	17,208		0	50		17,258
71	0	13,802			13,802	34人	13,752		0	50		13,802
72	0	10,850			10,850	27人	10,800		0	50		10,850
73	0	8,330			8,330	20人	8,280		0	50		8,330
74	0	6,314			6,314	15人	6,264		0	50		6,314
75	0	5,378			5,378	13人	5,328		0	50		5,378
76	0	3,506			3,506	9人	3,456		0	50		3,506
77	0	2,426			2,426	6人	2,376		0	50		2,426
78	0	2,426			2,426	6人	2,376		0	50		2,426
79	0	1,130			1,130	3人	1,000		0	50		1,130
80	0	1,130			1,130	3人	1,080		0	50		1,130
合計	65,161	7,991,715			8,056,876		8,033,976		12,450	10,450		8,056,876

これによると、平成16年度以降の加入者負担金の合計の見込みは6,516万1千円であるのに対し、支給予定の年金額の合計は、80億3,397万6千円にも上っており、これは、加入者負担金の合計の123.3倍にもなっている。

そして、支給予定の年金額を賄うための岡山市一般財源からの繰入金は、合計79億9,171万5千円にも及ぶものであり、本制度のいわば「つけ」を支払うために、岡山市は、今後、多大な財政上の支出を継続せざるを得ないことが分かる。

(2) 当初の計画

本制度の運用の計画に関しては、制度が開始される前の市議会の資料「心身障害者保険扶養制度について」において、次のように記載されている（以下、この抜粋部分を「計画」という。）。

4 扶養資金

障害者の扶養資金は、現在の生活水準その他の事情を考慮して定めなければならない。

(1) 保護者の死亡後の障害者の余命は何年であるか。

◎ これについては、現在日本においては研究されていないが、わずかに外国（アメリカ）にその研究例があるにすぎない。

◎ 障害者の重度（1～2級）の者については、その経験例から20～30歳の間死亡率が非常に高い。

(2) 毎月2万円を支給し、原資金200万円としたとき12～13年で元利0となる。この場合の保険料は月約1500円である。

(3) 加入時の保護者の平均年齢42歳（岡山市児童福祉年金支給者名簿による）障害者の平均年齢12歳（前記と同じ）である。

(4) 生活水準の向上等によるスライドをある程度考慮する必要がある。

5 扶養資金をつくる方法

A 保険方式

(1) 市を保険契約者及び保険金受取人とし、加入者を被保険者とする1年度更新制の団体生命保険契約とする。

(2) 保険金額は300万円以内とし、現在は200万円とする。

(3) 保険料は、加入者の人数、年令等から算出される。

◎ 個人契約の場合より非常に低額である。

- ◎ 加入者の多い程、保険料は安くなる。
 - ◎ 年令の高い程、高額である。しかし、その加入者の平均年齢で算出されるので、全体的に見れば42歳位になるのではないか。
 - (4) 高齢者(65歳以上)については、被保険者とししない。
 - (5) 加入時の年令は、20歳～55歳とする。ただし、制度実施後3年目からは、20歳～45歳とする。
- (以下略)

(3) 障害者の平均余命（意見）

計画4(1)に記載されている障害者の平均余命については、問題があると考える。

すなわち、計画は、「保護者の死亡後の障害者の平均余命」について、「これについては、現在日本においては研究されていないが、わずかに外国（アメリカ）にその研究例があるにすぎない。」「障害者の重度（1～2級）の者については、その経験例から20～30歳の間の死亡率が非常に高い。」という障害者の平均余命に関する当時の研究結果を紹介した上で、「加入時の保護者の平均年齢42歳（岡山市児童福祉年金支給者名簿による）障害者の平均年齢12歳（前記と同じ）である。」「毎月2万円を支給し、原資金200万円としたとき12～13年で元利0となる。この場合の保険料は月約1,500円である。」「生活水準の向上等によるスライドをある程度考慮する必要がある。」と分析する。

そして、かかる分析を踏まえた上で、「保険金額は300万円以内とし、現在は200万円とする。」として、市が保険会社から受け取る保険金額を決定している。

つまり、この計画に示された記載だけをみると、「市が保険会社から200万円の原資を受給すれば、障害者の平均余命が12、13年であるから、障害者の終身まで毎月2万円の支給が可能である。」と分析した上で、保険金額を200万円、加入者負担金（保険料）を月1,500円と決定していたと考えられる。

(4) 計画の問題点（意見）

しかし、仮に、上記分析を前提とした上で、保険金額、保険料を決定していたとすれば、その計画の内容は極めて不適切で、将来の見通しが甘かったと考えられる。

ア まず、第1に、計画では、障害者の平均余命を12、13年としているが、障

害者の平均余命に関する当時の外国（アメリカ）の一つの研究結果のみを根拠としたのは不十分であったといわざるを得ない。

そもそも、計画は、保護者の死亡後の障害者の平均余命に関して、「わずかに外国（アメリカ）にその研究例があるにすぎない」として、当時、日本においては、この点についての研究が十分なされていなかったことを認めているものである。

イ 次に、重度の障害者（1、2級）については、「その経験例から20～30歳の間の死亡率が非常に高い。」とされているが、この研究は重度の障害者（1、2級）に限られているものである。

しかし、岡山市心身障害者保険扶養制度対象となる心身障害者については、「岡山市心身障害者保険扶養制度あらまし」において、以下のように規定されているものである。

◎ 対象となる心身障害者

- 1 知的障害者
- 2 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた者
- 3 特別児童扶養手当の支給対象程度の障害のある者
- 4 児童扶養手当の支給対象程度の障害のある者
- 5 その他市長が特別に必要があると認めた者

すなわち、扶養制度の対象者は、重度の障害者（1、2級）に限られてはいないのであるから、たとえ重度の障害者に関する平均余命が仮に分かったとしても、同制度の対象となる障害者全体の平均余命を算出するにはあまり意味がないものである。

加えて、「その経験例から」20～30歳の間の死亡率が非常に高いとあるが、経験例だけで果たして正確な平均余命を算出できるのかは疑問である。

ウ さらに、計画は、「生活水準の向上等によるスライドをある程度考慮する必要がある。」としているが、もちろん生活水準、医療水準等の向上の考慮は欠かせないものの、障害者の平均余命を12、13年程度として計算している状況

下でいかほどの考慮がなされているといえるのか不明である。

エ 以上からすれば、計画においては、障害者の平均余命については、科学的な根拠に基づき正確に算出されているとは考えられず、岡山市は、このような不適切で、将来の見通しが甘かった計画に基づき、本制度の運用、維持を図ろうしていたのであるから、本制度は計画性に欠けていたものといわざるを得ないものである。

(5) 具体例

例えば、保護者（加入者）Aが55歳であり、障害者である子供Bが20歳だった場合で、かつ、障害の程度も「一上肢の親指の機能の著しい障害」（身体障害者障害程度等級6級）がある場合に、保護者が不慮の事故で死亡し、岡山市が保険金を200万円受け取った場合を例にとりて考えてみる。

この場合、「一上肢の親指の機能の著しい障害」が生じたのであれば、寿命は通常人と同じ程度と考えられる。とすれば、昭和40年当時の平均寿命が仮に70歳であるとすれば、Bは残り50年生きることになり、市が当初の計画により支給しようとした13年を差し引いた37年間は保険金の原資なしに年金を支給しなければならなくなる。

仮に、年3分で原資を運用するとした場合、年24万円の年金を支給しようとするれば、合計で約617万円の保険金が必要となる（ $240,000 \times 25.7297$ （年3分を前提に50年支給するとした場合のライフニッツ係数））。

とすれば、200万円を原資とすると9年から10年しか支給が続かないことになる（ $2,000,000 \div 240,000 = 8.33$ （年3分を前提とすると9年から10年のライフニッツ係数に該当するものである。））。

(6) 受給者の実例

平成16年10月31日現在、本制度の年金受給者（加入者536名中の281名）の加入者負担金納付額、平成17年3月までの受給額、平成17年4月以降の受給総額見込額等は、図表78のとおりである。

図表78 【年金受給者の年金受給額及び年金受給見込額等】

(円)

番号	年齢 (基準日 H16.4.1 現在)	性別	負担金 納付総額	H17.3 までの 受給期間 (月)	H17.3までの 受給額	平均余命から 推定した 死亡年齢 (H14簡易生 命表を参照)	H17.4以後の 受給見込年数 (年)	H17.4以後の 受給見込 期間	月額 一口30,000 付加50,000	H17.4以後の 受給総額 見込額 月額30,000 付加50,000
1	45	女	12,000	444	12,550,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
2	51	女	25,500	435	12,370,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
3	60	男	39,000	435	12,370,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
4	45	女	61,500	404	11,750,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
5	54	男	55,500	403	11,730,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
6	41	男	15,000	394	11,550,000	80	38	H17.4~H55.3	30,000	13,680,000
7	68	男	76,500	389	11,450,000	84	15	H17.4~H32.3	30,000	5,400,000
8	50	男	96,000	388	11,430,000	80	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
9	56	男	82,500	385	11,370,000	81	24	H17.4~H41.3	30,000	8,640,000
10	51	女	90,000	385	11,370,000	87	35	H17.4~H52.3	30,000	12,600,000
11	61	女	96,600	381	11,290,000	88	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
12	55	女	73,500	380	11,280,000	87	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
13	43	女	75,000	387	11,410,000	86	42	H17.4~H59.3	30,000	15,120,000
14	57	男	111,000	387	11,410,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
15	59	女	71,400	378	11,240,000	87	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
16	55	男	96,450	374	11,150,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
17	51	男	108,000	373	11,130,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
18	65	男	88,500	369	11,050,000	83	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000
19	44	女	126,000	368	11,030,000	86	41	H17.4~H58.3	30,000	14,760,000
20	62	女	47,700	363	10,890,000	88	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
21	49	男	162,000	344	10,320,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
22	55	男	73,050	341	10,230,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
23	59	女	106,500	333	9,990,000	87	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
24	53	女	108,000	332	9,960,000	87	33	H17.4~H50.3	30,000	11,880,000
25	48	男	168,000	340	10,200,000	80	31	H17.4~H48.3	30,000	11,160,000
26	57	男	99,600	331	9,930,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
27	74	男	132,000	331	9,930,000	86	11	H17.4~H28.3	30,000	3,960,000
28	52	男	184,500	329	9,870,000	81	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
29	48	女	56,700	326	9,780,000	86	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
30	39	男	138,000	324	9,720,000	80	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
31	62	男	181,500	323	9,690,000	82	19	H17.4~H36.3	30,000	6,840,000
32	58	女	178,500	321	9,630,000	87	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
33	61	女	180,000	327	9,810,000	88	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
34	57	男	181,500	319	9,570,000	81	23	H17.4~H40.3	30,000	8,280,000
35	52	女	204,000	316	9,480,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
36	63	男	181,500	315	9,450,000	83	19	H17.4~H36.3	30,000	6,840,000
37	60	女	105,300	313	9,390,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
38	73	男	180,000	304	9,120,000	85	11	H17.4~H28.3	30,000	3,960,000
39	49	男	229,500	299	8,970,000	80	30	H17.4~H47.3	30,000	10,800,000
40	44	女	146,400	289	8,670,000	86	41	H17.4~H58.3	30,000	14,760,000
41	59	男	181,500	289	8,670,000	82	22	H17.4~H39.3	30,000	7,920,000
42	60	女	159,450	289	8,670,000	87	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
43	57	女	246,000	288	8,640,000	87	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
44	54	男	44,200	290	8,700,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
45	54	男	228,000	286	8,580,000	81	26	H17.4~H43.3	30,000	9,360,000
46	62	男	214,500	285	8,550,000	82	19	H17.4~H36.3	30,000	6,840,000
47	45	女	241,500	279	8,370,000	86	40	H17.4~H57.3	30,000	14,400,000
48	66	男	162,000	278	8,340,000	83	16	H17.4~H33.3	30,000	5,760,000
49	55	男	264,000	276	8,280,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
50	37	女	120,000	276	8,280,000	86	48	H17.4~H65.3	30,000	17,280,000
51	38	男	51,000	277	8,310,000	80	41	H17.4~H58.3	30,000	14,760,000
52	48	女	265,500	275	8,250,000	86	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
53	55	男	228,000	273	8,190,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
54	50	女	270,000	272	8,160,000	87	36	H17.4~H53.3	30,000	12,960,000
55	52	女	228,000	271	8,130,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
56	60	男	109,050	271	8,130,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
57	51	男	255,000	270	8,100,000	81	29	H17.4~H46.3	30,000	10,440,000
58	52	女	0	270	8,100,000	87	34	H17.4~H51.3	30,000	12,240,000
59	52	男	180,000	268	8,040,000	81	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
60	53	男	228,000	267	8,010,000	81	27	H17.4~H44.3	30,000	9,720,000
61	55	男	181,500	265	7,950,000	81	25	H17.4~H42.3	30,000	9,000,000
62	52	男	180,000	264	7,920,000	81	28	H17.4~H45.3	30,000	10,080,000
63	48	女	136,050	270	8,100,000	86	37	H17.4~H54.3	30,000	13,320,000
64	61	男	181,500	263	7,890,000	82	20	H17.4~H37.3	30,000	7,200,000
65	71	女	181,500	262	7,860,000	89	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000
66	31	女	87,000	258	7,740,000	86	54	H17.4~H71.3	30,000	19,440,000
67	64	男	181,500	258	7,740,000	83	18	H17.4~H35.3	30,000	6,480,000
68	50	女	261,000	254	7,620,000	87	36	H17.4~H53.3	30,000	12,960,000
69	40	男	300,000	252	7,560,000	80	39	H17.4~H56.3	30,000	14,040,000
70	31	女	157,500	251	7,530,000	86	54	H17.4~H71.3	30,000	19,440,000
71	60	男	181,500	252	7,560,000	82	21	H17.4~H38.3	30,000	7,560,000
72	71	女	183,000	251	7,530,000	89	17	H17.4~H34.3	30,000	6,120,000